

議 事 録

会議の名称	令和 8 年度 第 1 回茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和 8 年 7 月 10 日(金) 午後 3 時 00 分～4 時 30 分
開催場所	茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 川口 美智子 橘 和夫 尾山 洋恵 狩屋 和弘 住友 靖夫 柴原 浩嗣 笹川 千昌 (9 人)
欠席者	野崎 靖 加古 望 吉田 順子 田畑 敬 (4 人)
事務局職員	福岡市長 向田共創文化部長 松山共創文化部次長兼人権・男女共生課長 浅野人権・男女共生課参事兼啓発係長 村上人権・男女共生課参事兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 上田人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 北上人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (9 人)
開催形態	公開 (傍聴人 3 人)
議題(案件)	(1)「第 3 次茨木市人権施策推進計画」の策定について (2)「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告について (3) その他
配布資料	(1) 第 3 次茨木市人権施策推進計画策定スケジュール(資料 1) (2) 第 3 次茨木市人権施策推進基本方針・計画骨子案(資料 2) (3) 第 3 次茨木市人権施策推進基本方針・計画骨子案 現行計画との比較(資料 3) (4)「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告書(案)(資料 4)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	開会に先立ち、新たに審議会の委員になられた方を紹介する。 ＜新任委員の紹介＞ 1 開会 ただ今から、「令和 8 年度 第 1 回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。 はじめに、福岡市長よりあいさつを申し上げる。
福岡市長	＜あいさつ＞
事務局	＜出席状況と会議の成立について報告＞ この後の議事進行については、人権尊重のまちづくり審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、会長に議長を務めていただく。
会長	それでは、会議次第に沿って議事を進める。 2 諮問書提出 はじめに、福岡市長から本審議会へ諮問を受ける。 ＜福岡市長から会長へ諮問書を手交＞ ＜事務局より各委員に諮問書写しを配布＞ 諮問書の内容について、向田部長から説明願う。
向田部長	＜諮問書、諮問趣旨について説明＞
会長	それでは、諮問の件について審議会において審議する。 本会議は原則公開の決定をいただいている。傍聴者がいたら入室していただく。
事務局	本日の会議には、傍聴の申し出があるので入室していただく。 ＜傍聴者入室＞
会長	では、議事に移る。 3 「第 3 次茨木市人権施策推進計画」の策定について 次第 3 「第 3 次茨木市人権施策推進計画」の策定について、事務局から説明願う。
事務局	＜第 3 次茨木市人権施策推進計画策定スケジュールについて説明＞ ＜第 3 次茨木市人権施策推進基本方針・計画骨子案について説明＞ ＜第 3 次茨木市人権施策推進基本方針・計画骨子案現行計画との比較について説明＞

会長	ただいま、計画の骨子案等の概要について説明をいただいた。各委員から意見、提案や質問をいただきたい。
A 委員	骨子案 3 ページに、「デジタル社会における新たな人権侵害」に関し、「情報リテラシー教育の充実や、ライフステージに応じた『デジタル・シティズンシップ教育』を推進する」という表記がある。「教育委員会と連携した」という表現もあるので、おそらくこどもの教育がメインになるのだろうと思っている。タブレットを使用した学校の授業が増えているとも聞くので、情報リテラシー教育が充実することはとても良いことだと思う。一方で、すでに学校を卒業した大人に対する啓発に課題が残ると思われるが、その部分について、市としてはどのようにカバーし、考えていくのか伺いたい。
会長	事務局から回答願う。
事務局	確かに、インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みなどを行っているのは大人がほとんどであると認識している。また、今回の計画の骨子案でも示したように、「デジタル社会における新たな人権侵害」はあらゆる人権課題に関わる横断的課題であると考えている。現計画でも「インターネットを通じた人権侵害」を主要課題の一つに掲げ、市民への啓発事業を行っているが、次期計画を踏まえ一層強化していきたいと考えている。また、インターネット上で人権侵害事象が発生した場合の対応について、現在、市ではインターネット上の差別的な書き込みに関するモニタリング(監視)を行っているが、その部分についても引き続き強化し、市民の人権が侵害されないよう努めていきたい。
会長	成人層に対するしっかりとした取組をお願いしたい。 次の意見に移る。
B 委員	全体的な計画の組み立て方だが、順番として先に「基本方針」があり、その後に「基本理念」が置かれている。第 2 次計画も同様であったが、やはり基本的には先に「理念」という前提があって、その理念に対して現状にこれだけの乖離があるということで、それに対する課題や目標を立てていくという組み立て方が本来ではないか。これが逆になっているというのが大きな 1 点である。 2 点目は内容だが、教育の問題に関しては、昨年度の市民意識調査の中でも、やはり教育機会の多い人はある程度人権意識が高いという傾向が見られる。そういう観点から見ると、今回の骨子案の「取り組むべき主要な人権課題」の中に 9 項目あるが、「教育機会の充実」という項目が課題横断的に、独立的にあってもよいのではないか。 3 点目は、意識調査の結果のまとめ方である。スケジュールでは 6 月までにまとめることになっているが、今回の資料の中ではあまり全体としてのまとめが見えていない。それを今後どうまとめていくのか。意識調査に回答した方や、各イベントに参加した方は、それなりに意識を持っている方である。問題は、人権にあまり意識を持っていない方に対して、今後どのように対応していくかである。このあたりを第 3 次計画に反映させないと、本来の計画にはなり得ないのではないかと考えている。
会長	ただいま B 委員から 3 点の質問があった。 1 点目は理念の順番が逆ではないかという指摘だが、事務局、いかがか。
事務局	基本理念の位置づけや全体の組み立てについては、事務局として改めて検討したい。

会長	2 点目の質問について、事務局から回答願う。
事務局	「教育機会の充実」について横断的な位置づけが必要ではないかというところだが、骨子案 6 ページでも示しているように、「市行政の基盤としての人権施策」として、「人権教育・啓発の推進」と「相談・支援・救済体制の充実」を二つの柱として掲げている。この二つの視点で各人権課題にどう対応していくかを次期計画にも記載する予定であり、「人権教育・啓発」は実質的に横断的な取組と認識しているが、ご意見を踏まえて見せ方を検討したい。
会長	3 点目は、人権問題に限ったことではないが、非常に重要な指摘である。事務局、いかがか。
事務局	意識調査においても、学習と意識の関係が見られるので、いかにして人権にあまり関心を持ってもらえないような方に情報を届けるか、参加していただけるか、あらゆる媒体を通じた広報等を含め、今後の施策を作っていく中で検討していきたい。
会長	学びのきっかけづくりには色々な方法があるが、一つは情報提供である。事務局は引き続き検討をお願いする。 他の委員はいかがか。
C 委員	骨子案の「主要な人権課題」の「性的マイノリティの人権」について、意見・感想を申し上げる。「茨木市パートナーシップ宣誓制度の周知」とあるが、別の機会に大阪市がこの制度を取り入れていることを知り、茨木市はどうなっているかホームページで調べたところ、令和 4 年 7 月から制度を導入していると書かれていた。大阪府の中でもすべての市がこういった制度を取り入れているわけではないので、茨木市は性の多様性への理解を推進されているのだとわかった。しかし、実際にそういう方(同性カップル等)にお会いすると、公営住宅の入居や病院での面会などで非常に困られているという話を聞いたことがある。茨木市もこういった制度を導入されているということが、ホームページを見ないとなかなかわからないので、もう少し前に出されたらどうかと感じた。
会長	事務局から回答願う。
事務局	ご意見に感謝する。令和 4 年 7 月の制度開始当初には、市として「性の多様性を尊重するまちづくり宣言」を出し、市広報誌で特集するなどして周知した。また、チラシを作成し、各公共施設に設置している。今後も引き続き、必要としている方に情報が届くよう、周知に努めていきたい。
会長	続いて意見を伺う。
D 委員	3 点の意見を申し上げる。 1 点目は、この第 2 次計画は人権に関する計画だが、その上位計画である「茨木市総合計画」やそれ以外のさまざまな分野別計画が今後の計画づくりの中で盛り込まれていくと思う。第 3 次計画を策定する際には、総合計画や他の計画とどのように連携しているのかわかるような記載をしていただきたい。 2 点目は、骨子案に SDGs についての記載があるが、ちょうど第 3 次計画の期間中に SDGs の目標年である 2030 年を迎えることになる。「ポスト SDGs」についてはすでに色々と議論されているが、そのあたりを茨木市としてはどのように考えておられるのか。まさに新しく計画に盛り込もうとされている「環境」、「デジタル問題」、「AI」、「ダイバーシティ」等

	のテーマが、「ポスト SDGs」の中でも随分と議論されているので、それを見越して書いていただくのか、茨木市としての「ポスト SDGs」をどのように考えてこの度の骨子に入れるのかを今後検討していただきたい。 3 点目は大きなテーマなのだが、計画期間を 10 年から 5 年に短縮するということは、社会情勢の変化に対応するため、行政としてもかなり「動いていく」という覚悟の提示だと思っている。そうだとすると、この骨子案 6 ページの「Ⅳ 人権行政の推進」と「Ⅴ 計画の推進にあたって」のあたりが非常に重要になるだろう。おそらくここは、これから肉付けをされていくところだろうと思うので、そのうえで検討いただきたいのが、この「Ⅳ 人権行政の推進」に今掲げられている二つの柱にもう一つ柱を加えていただけないかという希望である。一つ目が「人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発」で、二つ目が「人権侵害があった場合の相談・支援・救済体制」であるので、もう一つの柱として、「人尊尊重のまちづくりを実現していくための環境整備」というような項目を新たに設けていただけないか。 というのは、このたび新しく盛り込まれる「デジタル社会」、「ビジネスと人権」、「複合差別」といった課題は、かなり実践的で環境の整備を必要とするようなものである。人権意識を高めるための「教育・啓発」や、人権侵害を受けた後の「相談・支援・救済」というところから一段進んで、人権行政としてどのように「社会モデル」の発想で環境整備をしていくのかということが非常に重要になると思う。 意識調査についての記載を見ても、例えば、男女共同参画のところでは「社会構造や制度的課題」であるとか、高齢者の人権のところでも「地域づくりの促進」や「住まいの確保」、障害者の人権のところにはかなり具体的に、「社会モデル」の理念に立って「就労機会の確保」、「災害時の情報提供」、そして「環境整備」という言葉も出てくる。さらに部落差別(同和問題)のところでも「教育・労働・生活に関わる課題解消(ソーシャル・インクルージョンの観点)」、外国人の人権のところでも「環境整備」、「情報格差」、「教育環境」、「住宅選択」といったように、意識と相談の領域だけではなく具体的な行政施策が生み出せないような課題と展望を今回の意識調査から読み解いていただいているのではないかと思います。 ただ、そんなに新しくということではなく、例えば、現行計画において「人権意識の高揚を図るための施策」に位置づけられている「教育機会の確保」や「学び直しの機会」を、今申し上げたような「環境整備」へ入れられないか。あるいは「人権擁護に関する施策」に位置づけられている「各種生活支援サービスや福祉サービスの充実」を、より具体的な人権行政に入れられないか。また、これは「計画の推進体制」の部分にも大きく関係してくるところである。現状では「庁内外の連携」もおそらく「相談」事業における各部局との連携だと思うが、「環境整備」ということになると、まさに、教育、福祉、労働、住宅といった非常に具体的な人権行政になってくるのではないかと思います。 かなり大きな提案だが検討いただきたい。
会長	1 点目の「総合計画」等との関係の可視化については、事務局いかがか。
事務局	上位計画である総合計画とのつながりについては、今の総合計画の施策の取組の中に「人権」という一つの分野別計画として位置づけられている状況である。ご意見を踏まえ、書き方について検討したい。

会長	2 点目は、SDGs が 2030 年で終了することに関してだが、いかがか。
事務局	これからどこまで情報が出てくるかということもあるが、そのあたりも踏まえながら、もし今回の計画で難しければ、5 年後の改定の際に反映する可能性も含めて検討していきたい。
会長	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の動きとしては、もともと ESD(持続可能な開発のための教育)から広がってきているという底流があり、私は 2030 年で終わると思っていない。形を変えて提案が出てくると思う。2023 年の「ユネスコ教育勧告」をしっかりと見ていただきたい。50 年前に第 1 回目の勧告があったが、2023 年の全面改定では「人権」が非常に重視されている。こうした国際潮流や背景もしっかりと見据えながら計画に盛り込んでいただきたい。 3 点目の意見は、結論としては「人権行政の社会モデル化」ということだと思うが、事務局の回答を求める。
事務局	D 委員からいただいたご提案については、どのように計画に入れられるか検討させていただきたい。
D 委員	市長のあいさつにもあったとおり、外国人の人権に関する意識調査の結果を踏まえると、この 5 年間、啓発だけにとどまらず、何かしら、例えばヘイトスピーチに関する条例などを含めた議論をしていく必要があるのではないかと思う。条例となると、この「意識の高揚」や「相談・支援」といった部分を超えるので、新たな項目を作る必要があると思ったところである。
事務局	市民意識の醸成も含めて、どういう手段が有効かというところで、条例も一つの手法であると認識している。今後、研究を深め、審議会でも議論していただくことになるかもしれないが、検討していきたい。
会長	私は学習相談の研究者であるが、人権相談というのはそこに社会課題が顕在化している。相談の中身をしっかりと受け止め、単に相談に対する支援を行うだけでなく、もう少し広い意味でも捉え、根本的なところで行政課題としていただきたい。 他の委員はいかがか。
E 委員	大きく 2 点意見を述べる。 1 点目は、「基本方針」と「計画」を統合することについてである。整理をして統合していくことについては賛成である。ただ、「基本方針」というのは、「どんな人権社会をつくるか」という理念・構想・ビジョンであり、揺るがないものとして位置づける必要があると思う。これまではそれを、「第 2 次茨木市人権施策推進基本方針」の中で、期間を設けずに理念として掲げていたところである。一方で、「計画」は予算の裏付けになるような施策の具体的な方針であるので、5 年程度で見直す必要があると思う。茨木市の「総合計画」でも、基本構想は 10 年、基本計画・実施計画は 5 年となっている。 統合する際には、基本的な理念や目指すべき姿についてしっかりと議論をして、すぐに見直したり社会の状況によって揺らいだりしないように、きちんとしたものを置く必要がある。一方、計画については 5 年ほどで見直していく必要がある。そういう意味で、先ほども理念の位置づけについて議論があったが、理念や構想の部分と具体的な計画の部分の性格を整理し、区分して記述する必要があると思う。

	2 点目は、資料 2 の 2 ページにある「Ⅱ 計画の基本理念と施策推進の基本方針」についてである。まず、「1. 基本理念」として、現行の基本方針や計画にも掲げられている 2 つの理念が示されている。これらは社会の仕組みをつくっていく理念として、このままでよいと思う。次に、「2. 施策推進の基本方針(視点)」のところで、従来からの①～③の視点に、今回、新たに④と⑤の視点を加えることが提案されている。 ①は「すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養」、②は「自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成」となっている。そして、③の「ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の観点からの人権の擁護と地域共生社会の実現」は、まちづくりとか社会づくりに関することであり、先ほどの D 委員の意見にもあったように、社会制度づくりに関わってくると思う。 ④の「人間としての尊厳を保ち、あらゆる差別を受けることなく生活できる『差別されない権利』の擁護」について。部落差別(同和問題)のインターネット上の拡散等を巡る裁判等で、憲法第 14 条に基づく「差別されない権利」が法律の中で位置づけられるかどうか議論されている。判決の中では、「差別されない権利」があるのは当然だが、その具体的内容が不明確だという課題が出されている。基本方針というのは市の方向性を示す方針なので、そこに掲げるには、もう少し具体的な内容を検討していく必要があるのではないかな。 ⑤の「デジタル社会の新たな人権侵害等から安心して暮らせる『私生活の平穩』の確保」について。現在、私たちの生活の中で、地域のコミュニティとは別に、「インターネット上のコミュニティ」というもう一つのコミュニティができていて感じる。私も含めて、今は近くの人や役所に相談する前に AI に相談する。インターネットでは色々な人が書き込んだ情報が出てくる。そういった状況で、デジタル社会における人権侵害が生活の広範にわたる課題になっており、それに対する方針はその後の計画にもつながるので、入れていくべきだと思う。ただ、インターネット上の権利侵害については、「私生活の平穩」という一つの権利だけにとどまらず、名誉権、プライバシー権、肖像権、著作権、意匠の権利など、多岐にわたる。したがって、「『私生活の平穩』の確保」という部分については、そうした権利全般を含め、表現を再検討してはどうか。 以上をまとめると、1 点目は基本方針と計画を統合する際に、変わらない、変えない、きっちりとした理念やビジョンが必要だということ、また、その位置づけについてである。2 点目は、基本方針に新たに加えられた④と⑤の 2 つの視pointsの扱いを検討してほしいということである。③と④は、D 委員がおっしゃった社会制度とか仕組みづくりにもつながるのではないかと感じた。
会長	事務局には、整理して回答いただけたらと思う。 まずは、「方針」「計画」「理念」など全体的なフレームワークについて、特に骨子案 2 ページの「基本理念」と「基本方針」のあたりを中心に回答願う。
事務局	基本方針の④(差別されない権利)については、なぜ差別をしてはいけないのか、なぜ人権侵害が許されないのかという根本的な理解を深める目的で、誰もが生まれながらに持つ権利という視点で盛り込んだものであるが、ご意見を踏まえ表現を再検討したい。 ⑤の「『私生活の平穩』の確保」については、ご指摘のとおり、名誉権やプライバシー権な

	どさまざまな権利があるので、表現方法について事務局で再考したい。
E 委員	具体的な計画の策定過程でまた議論させていただくが、基本方針と計画を統合する場合に、きっちりとした理念・方向性・ビジョンを確認することと、計画は 5 年ごとに柔軟に検討していくということを考えていく必要がある。それを基本方針・計画の中でどう表現するかというのはまたこれからの議論で検討していきたい。
会長	私から、基本方針の②「自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成」について、個人の意見を述べる。今の国際社会では、日本の教育でもそうであるが、「エージェンシー(変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力)」ということが重視されている。そういったことの先にあるのは、いわゆる「コ・クリエイティブ(共創的)」な世界をつくっていかうということで、まさにこの茨木市の総合計画のキーワードである「共創」という言葉が出てくる。そういった中で、この②は「積極的な態度の育成」ということで、積極性を打ち出しているわけであるが、もっと明確に「人権文化を創造して共創する」といった表現を出してもよいのではないかな。茨木市には人権施策推進の拠点として「いのち・愛・ゆめセンター」もあり、せっかく「共創」という非常に重要なキーワードを掲げておられるので、「人権文化を創造するまち」という方向性をもう少し具体的に記載してはどうか。
F 委員	今の会長の意見にあった「共創」という言葉は、とても大切なキーワードだと思う。人権施策を推進するにあたり、各人権課題に直面している人たちを「権利の主体者」として捉え、その声を聴くというところをしっかりと進めていただきたい。茨木市ではさまざまな人権課題で苦しんでいる方が生き生きと過ごせるよう、当事者の声を聴いてそれを施策に反映していく、そういうところを大切にしているということ、理念の部分に記載いただきたい。 特にこどもの人権に関しては、骨子案にも「こどもの意見表明権や自己決定権の尊重」が課題として書かれているが、こどもを単に「弱く、守られて権利を保障されるもの」と捉え、「マイナスをゼロにする」だけではなく、例えば相談窓口の紹介にとどまらず、こどもの声を聴いて施策に反映するような仕組みづくりが重要である。もちろんそれはこどもだけではないが、当事者の声をしっかりと聴き施策に反映する仕組みが、計画全体に盛り込まれることを期待する。
会長	こどもは守るとか保護するだけの存在ではないという意見だが、事務局いかがか。
事務局	先ほど、会長からも「共創」という言葉が理念にふさわしいのではないかとご意見をいただいたが、事務局としても、あってもよいのではないかと肯定的に捉えたところである。今、F 委員からもあったように、「マイナスをゼロにする」、つまり課題を解決するだけでなく、新しいものを生み出したり、「ゼロをプラスにする」といったところも、まさに「共創」の取組である。その中で我々が一つ、大事にしているのは「参加」の部分である。例えば、外国人の問題についても、今は「共生」というところを大事にしているが、それが社会の一般的な形になれば、次は外国人も参加して一緒に社会をつくっていかうという段階になると思うので、「共創」という言葉はそういう意味でも合致する。こどもや高齢者等についても同様である。事務局としても是非、検討させていただきたい。
会長	本日委員から出された意見を事務局で整理していただき、計画の中に是非とも活かしていただきたい。次回の審議会で修正報告をお願いしたい。

	4 「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告について それでは、次第 4『第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)』推進状況報告について」の審議に移る。事務局より説明を求める。
事務局	<「第 2 次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告書(案)について説明>
会長	ただいま、推進状況報告書(案)について説明をいただいた。各委員から意見、質問をいただきたい。
B 委員	一通り報告書案を拝見したが、ここで掲げている主要課題、これは言わば基本方針を具体的な目標に向かって推進していく際の手段だと思う。しかし、実施された事業の内容がこの目標、主要課題に対してどのように成果があったのかという全体のまとめが、これでは見えていない。それぞれの事業ごとのまとめは書かれているが、主要課題に対しての数年間の効果はどうであったのか。先ほどの第 3 次計画の骨子案の中にも、「第 2 次計画の実績と評価にもとづく課題整理を行う」ということが書かれているが、この状態のまとめであれば、なかなか反映は難しいのではないかと考えている。主要課題に対するまとめが別途必要ではないかと考えている。全体としてそこが大変気になる。
会長	事務局から回答願う。
事務局	なかなか「成果」という部分で書ききれない部分もあると思う。今回、一旦このような形で報告書をまとめさせていただいたが、次の計画策定に向けて、課題や成果を反映できるよう、事務局として整理していきたいと考えている。
B 委員	第 3 次計画骨子案に「第 2 次茨木市人権施策推進計画の実績と評価」という項目が特別にあげられている。これをまとめるためにも、報告書全体及び主要課題ごとのまとめの記述は必須であると考えている。ぜひ検討いただきたい。
会長	非常に重要な指摘である。事務局いかがか。
事務局	主要課題に対して、どういう取組ができて、どこが課題なのか、成果がどれぐらいあるのか、今後事務局で整理していきたい。
会長	他の委員はいかがか。
D 委員	B 委員の意見に賛同する。毎回の審議会で繰り返し申し上げているように、こういう報告書を作る自治体を他に存じ上げない。本当に貴重な物であるので、これをどのような形で分析して次の計画に活かしていくか、一緒に考え続けていきたいと思う。 同時に、先ほどのデジタル社会や生成 AI の話だが、もちろんネガティブな側面もあるが、もはやこれら抜きには生きられない時代・社会になりつつある。茨木市において人権行政に関するこれだけのデータが蓄積されているときに、これらのデータの取り扱いや分析において、茨木市としてデジタル化の活用をどのように考えているのかというの、今後の第 3 次計画の中では大きなところになるのではないと思う。各自治体も行政の中でデジタルと「共創」あるいは「共生」していこうと試行錯誤しているところでもある。この報告書のデータの展開にあたり、デジタル化の活用も含めて是非ご検討いただきたい。
会長	事務局から回答願う。

事務局	役所においても、デジタル化については色々と取り組んでおり、例えば、相談業務においては相談記録票のデジタル化などを進めているところである。今後、何ができるか、専門部局とも調整しながら検討していきたい。
会長	先ほど E 委員の言葉にあった「インターネット上のコミュニティ」のあり方についての話とも関連する。よろしく願います。 また、私から 1 点、外国人住民(若者や留学生を含む)への日本語学習支援に関わって提案がある。日本語の言葉を通じて文化や考え方などを伝えていくことは非常に重要である。この日本語学習を支援するにあたり、一つの方法として、日本語学校の教員あるいは教員資格を持つ人が茨木市にも結構おられると思うので、そういう人材を探し、市の事業に協力いただいてはどうか。 ほかに意見はあるか。
D 委員	この推進状況報告書案の分析において、計画の中に出てくる「PDCA サイクル」との連携についても検討する余地はあると思う。この推進状況報告書を審議会の中で、短い時間で検討するだけではなくて、PDCA サイクルのどの部分で、これらの報告書をどのように分析をして次に活かしていくのかという仕組みを、計画の中に盛り込むことも検討いただきたい。
会長	今の D 委員からの要望について、事務局、よろしく願います。
E 委員	3 点、意見を申し上げる。 1 点目は、これまでの審議会の中でも議論されてきたが、研修をオンライン型と集合型で行う場合の効果の検証についてである。例えば、報告書案 24 ページの 92 番「人権問題研修」は、人事課主催で、対面とオンライン(e ラーニングによるオンデマンド形式)の両方で実施されている。参加者の延べ人数は 388 人となっているが、そのうち対面と e ラーニングの参加者数はどうであったのか。細かい人数はまた別の機会でもいいが、対面での受講者と e ラーニングの受講者の人数の状況や寄せられた感想などから効果を検証し、研修の実施形態や組み立て方を考えていく必要があると思う。 2 点目は、43 ページからさまざまな相談事業について記載されているが、このような相談窓口を知ってもらうためには、チラシなどの紙媒体だけでなく、SNS やインターネット、AI などデジタルを活用した広報を強化していただきたい。最近では、市民が相談窓口を探すときに、市役所に電話をかけるよりもスマホで検索することが多く、AI が相談窓口を紹介してくれるような仕組みも機能している。インターネット上で多くの情報を発信すると、検索に引っかかりやすくなっていくので、内容を変えながら継続的に発信していくなどの工夫が重要である。 3 点目は、55・56 ページの計画の推進体制等についてである。この推進状況報告書に記載する事業実績を各担当課でまとめて、審議会でも議論をして、意見がフィードバックされるということになっているが、先ほど D 委員(熊本副会長)がおっしゃったように、各課へどのようにフィードバックするかが重要である。また、推進本部など市のトップの会議で、毎年 of 状況を確認していくことが必要なのではないか。各課では取組が進んでいるが、それが市のトップの中で、市全体の方針として確認されていないということがないようにすべきで

	ある。この報告書案の中では、例えば、推進本部の中で報告したといったことが書かれていないので、そういうところをまた検討していただけたらと思う。
会長	1 点目のオンライン・集合型研修の問題について、事務局から回答願う。
事務局	今、手元に詳細な内訳データがないため、受講後のアンケート結果や感想、受講者数などの状況を確認し、後日委員の皆様と共有させていただきたい。
会長	オンライン型と集合型、両方ともにそれぞれ違った意味での効果があるので、よろしくお願いする。 次に、2 点目の相談事業におけるデジタル・AI の活用等々の意見についてはいかがか。
事務局	意識調査においても相談窓口の認知度が低いという結果が出ており、市民に相談窓口を広く周知するため、今後ますますデジタル媒体を通じた広報が重要になると考えている。例えば駅のデジタルサイネージなども活用しながら、あらゆる機会において市民の目に触れるような形で周知を行っていききたい。
会長	3 点目の 55 ページの推進体制について、推進本部など幹部職員の方々に、しっかりと計画の推進状況が伝わっているかということについては、いかがか。
事務局	E 委員にご指摘いただいたように、今後、特に今年度は計画策定の年でもあるので、計画の推進状況について、市のトップを含めた幹部職員にも共有できるように考えていきたい。
会長	定例会議などの議題に入れていただくようお願いしたい。 それでは、次の議題にうつる。 5 その他について 次第 5 その他について、事務局から説明願う。
事務局	<「茨木市非核平和展」について案内>
事務局	次回の審議会は令和 8 年 10 月の開催を予定している。 本会議の議事録については、事務局で作成後、発言された方に確認の上、本市のホームページで公表させていただく。
会長	6 閉会 本日の議題は、すべて終了したので、閉会する。